

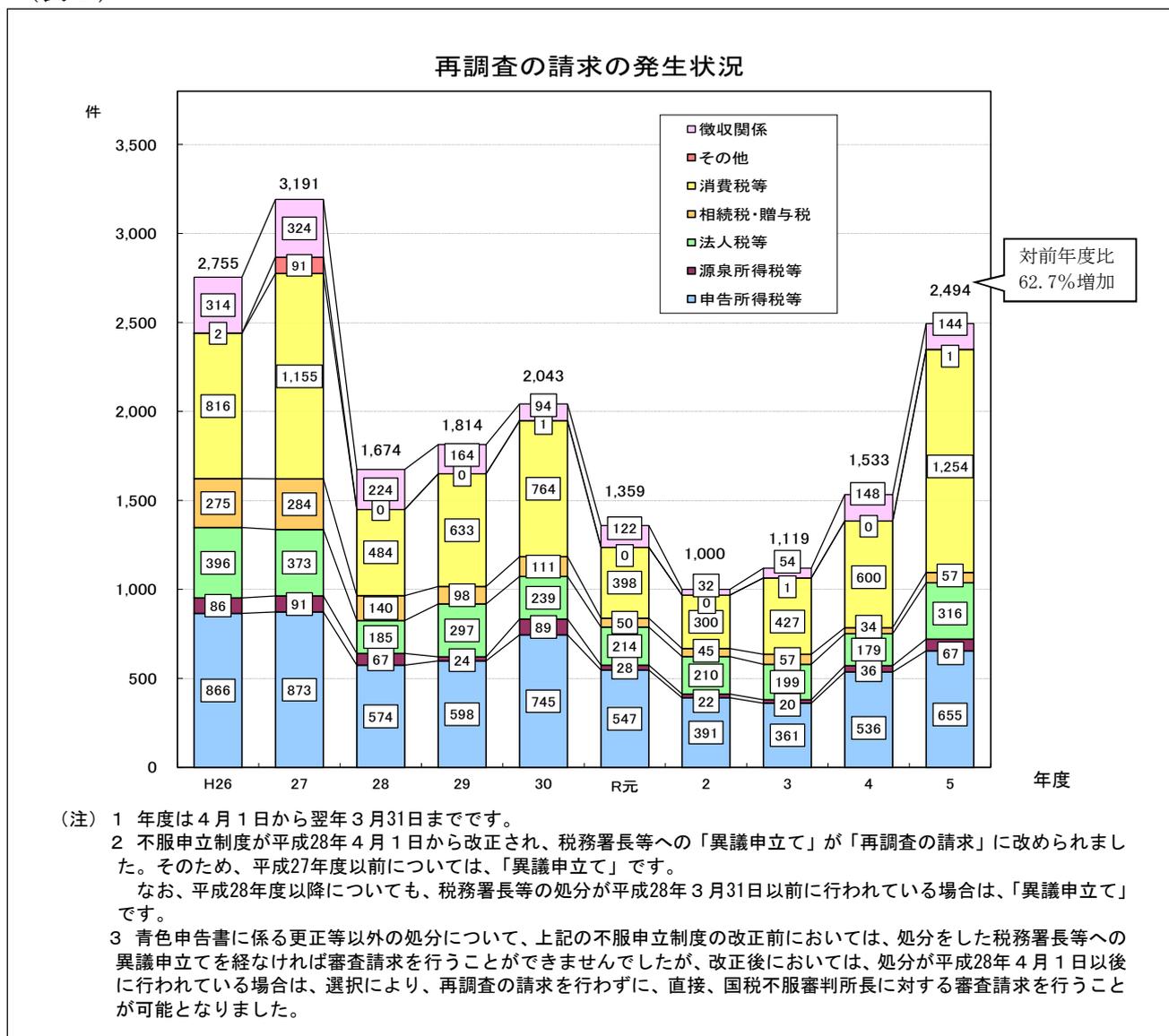
## 令和5年度における再調査の請求の概要

- 国税に関する法律に基づく処分についての納税者の救済制度には、処分庁（税務署長など）に対する再調査の請求や国税不服審判所長に対する審査請求という行政上の救済制度（不服申立制度）と、裁判所に対して訴訟を提起して処分の是正を求める司法上の救済制度があります。
- このうち、「再調査の請求」は、税務署長などが更正・決定や差押えなどの処分をした場合に、その処分に不服がある納税者が税務署長などに対してその処分の取消しや変更を求める手続です。
- 国税庁においては、納税者の権利利益の救済及び行政の適正な運営の確保という制度の趣旨を踏まえた適切な不服申立事務の遂行に努めています。

### 1 再調査の請求の発生状況（表1）

＝再調査の請求の発生件数は2,494件で、前年度より62.7%増加＝

（表1）

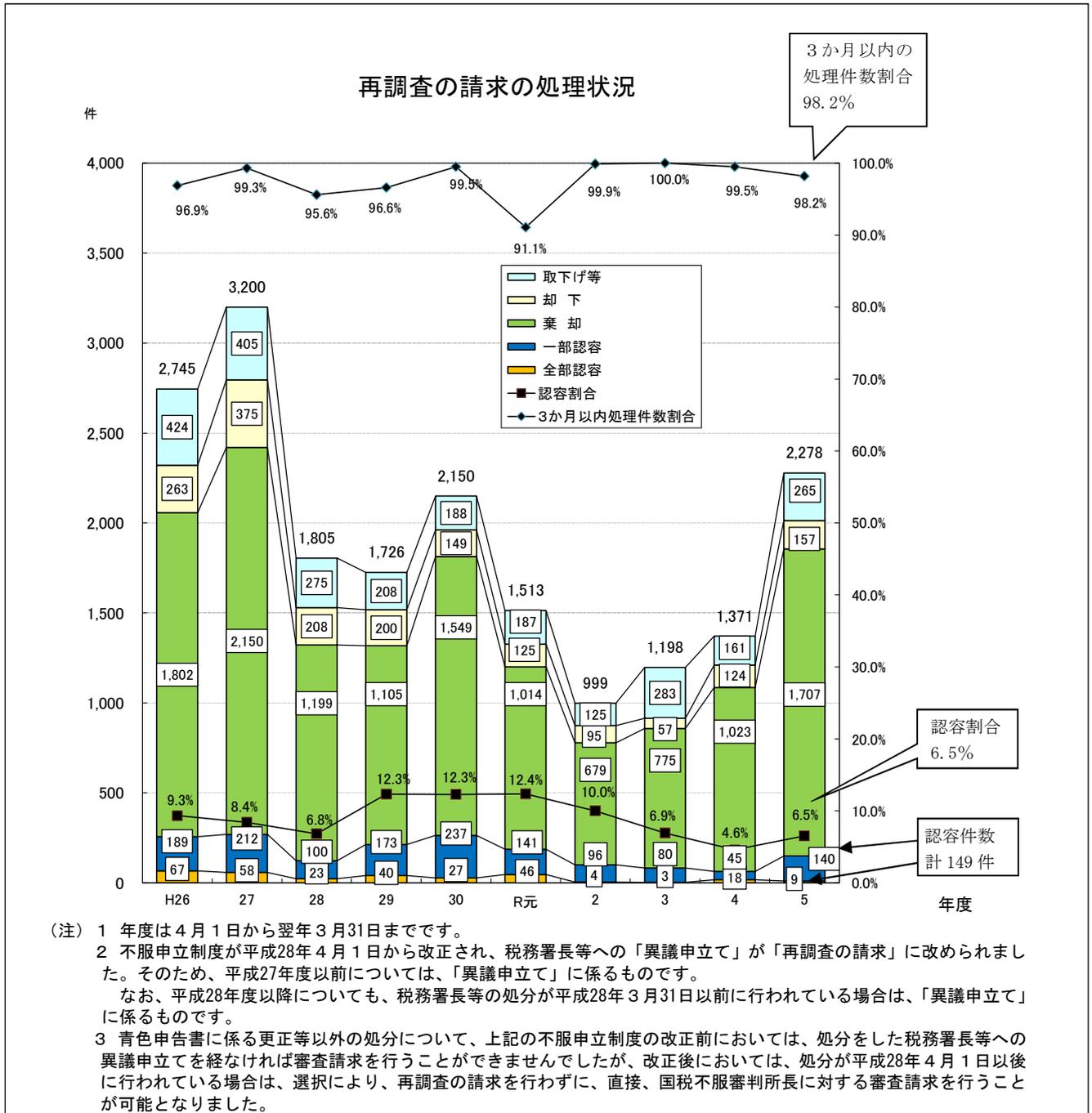


- 令和5年度における再調査の請求の発生件数は2,494件であり、前年度と比べ62.7%の増加となっています。

## 2 再調査の請求の処理状況（表2）

＝再調査の請求における認容割合は6.5%＝

（表2）



- 令和5年度における再調査の請求の処理件数は2,278件となっています。
- 簡易迅速な手続により納税者の権利利益の救済を図るため、再調査の請求については、迅速な処理に努めており、標準審理期間を3か月と定めています。  
 なお、処理件数のうち、3か月以内の処理件数割合は98.2%となっています（割合は、相互協議事案、公訴関連事案及び国際課税事案のほか、令和2年度以降は、災害等による調査の中断や納税者の都合によって再調査の請求を3か月以内に処理できなかった事案を除いて算出しています。）。
- 処理件数のうち、納税者の請求が何らかの形で受け入れられた件数（認容件数）は149件（一部認容140件、全部認容9件）で、その割合は6.5%となっています。

## (参考計表)

## 1 再調査の請求の発生状況

(単位：件、%)

区 分	課 税 関 係							徴収関係	合 計
	申 告 所得税 等	源 泉 所得税 等	法人税 等	相続税 贈与税	消費税 等	その他			
令和4年度	内 266 536	内 18 36	内 69 179	34	内 299 600	0	1,385	148	1,533
令和5年度	内 310 655	内 30 67	内 122 316	57	内 623 1,254	1	2,350	144	2,494
前年度比	内116.5 122.2	内166.7 186.1	内 176.8 176.5	167.6	内208.4 209.0	-	169.7	97.3	162.7

(注) 1 再調査の請求の発生件数は、税目・年分ごとにカウントしており、例えば、申告所得税及び復興特別所得税について、2年分の再調査の請求がされた場合は、4件となります。

2 「申告所得税等」は、申告所得税及び復興特別所得税の件数であり、内書きは復興特別所得税の件数です。

3 「源泉所得税等」は、源泉所得税及び復興特別所得税の件数であり、内書きは復興特別所得税の件数です。

4 「法人税等」は、法人税、復興特別法人税及び地方法人税の件数であり、内書きは復興特別法人税及び地方法人税の件数です。

5 「消費税等」は、消費税及び地方消費税の件数であり、内書きは地方消費税の件数です。

## 2 再調査の請求の処理状況

(単位：件、%)

区 分	要処理 件数	再 調 査 の 請 求 の 処 理 状 況						未済	3か月 以内処理 件数割合	
		取 下 げ 等	却 下	棄 却	認 容		合 計			
					一 部	全 部				
令和4年度 (構成比)	1,792	161 (11.7)	124 (9.0)	1,023 (74.6)	63 (4.6)	45	18	1,371	421	99.5
課税関係	1,631	142	60	961	63	45	18	1,226	405	99.5
徴収関係	161	19	64	62	0	0	0	145	16	100.0
令和5年度 (構成比)	2,915	265 (11.6)	157 (6.9)	1,707 (74.9)	149 (6.5)	140	9	2,278	637	98.2
課税関係	2,755	240	101	1,666	149	140	9	2,156	599	98.2
徴収関係	160	25	56	41	0	0	0	122	38	99.2

(注) 1 3か月以内処理件数割合については、相互協議事案、公訴関連事案及び国際課税事案のほか、災害等による調査の中断や納税者の都合によって再調査の請求を3か月以内に処理できなかった事案を除いて算出しています。

2 件数には「異議申立て」の件数が含まれます。

3 「取下げ等」は、本年度においては取下げ及びみなす審査請求の件数です。